

平成 27 年 8 月 1 日

～～選定療養によるリハビリテーションのご案内～～

当院では、制限回数を超えたリハビリテーションを希望される患者さまに、「選定療養によるリハビリテーション」を行っています。

…リハビリテーションが必要にもかかわらず、算定日数切れにより、十分なりハビリテーションが受けられない方へ、短期間の集中的なりハビリテーション入院をご案内します。

(Q&A)

Q 選定療養によるリハビリテーションとは？

A 疾患別リハビリテーションの算定日数（保険適用の期間）を超える場合は、月 13 単位を限度として保険適用になりますが、それを超えてリハビリテーションを希望される場合は、実費負担となります。これを選定療養によるリハビリテーションといいます。選定療養によるリハビリテーションは保険給付との併用が認められています。

Q どのような方が対象になるか？

A 疾患別リハビリテーションの対象となる方で、医師の判断により、継続的にリハビリテーションが必要であるにもかかわらず、介護保険が利用できない、現状の介護度では満足なりハビリが受けられない、あるいは、廃用症候群などにより、心身の機能低下が進んできた、など、もう少し納得がいくリハビリを継続したいという方が対象になります。

Q 入院期間は？

A おおむね 3 週間です。

Q 入院にかかる費用は？

A 当院でのリハビリ入院費用は以下の通りです。3 週間の入院で、700,000 円前後のご負担となります。詳細は医事課にてご相談ください。

1. 選定療養によるリハビリテーション料： 24,750 円／1 日あたり（9 単位実施）
（2,750 円／1 単位あたり）
2. 差額室料：個室 3,240 円／1 日あたり（特別室 10,800 円／1 日あたり）
3. 食事代（自己負担分）：約 260 円／1 食あたり

※その他入院費用は保険診療あつかいとなり、負担割合に応じて負担していただきます。

《お申し込みについて》

選定療養によるリハビリテーションの開始に当たっては、内容や頻度について医師の診察が必要となります。一度、お電話にてご相談ください。

社会医療法人孝仁会 釧路孝仁会記念病院
(窓口) ドクターズクラーク 吉川 (内線 858)
(代表) 0154-39-1222